



宮 崎 県 公 報

平成23年11月4日(金曜日) 第 2334 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示
○道路の区域の変更(4件).....(道路保全課) 1

頁

○道路の供用の開始(5件).....(道路保全課) 2
公 告
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(経・働・数・課) 3
○県民栄誉賞の受賞者の氏名及びその事績.....(文化文教・国際課) 3

告 示

宮崎県告示第 910号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年11月4日から平成23年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道 221号	えびの市大字大明司字田子 423番 2 地先から同市同大字同字 406番 1 地先まで	旧	10.5~14.0	238.0
				新	12.5~17.0	238.0

宮崎県告示第 911号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年11月4日から平成23年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
2	県道	都城隼人線	都城市平塚町3028番21地先から同市同町3083番2地先まで	旧	12.0~18.0	566.0
				新	12.0~18.0	566.0

					12.0~39.0	594.0
--	--	--	--	--	-----------	-------

宮崎県告示第 912号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年11月4日から平成23年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字中之又字弓木 362番 1 地先から同郡同町同大字字塊所 361番 8 地先まで	旧	5.0~29.0	644.0
				新	10.0~48.8	600.0

宮崎県告示第 913号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年11月4日から平成23年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
410	県道	木浦木小林停車場線	小林市真方字川原田2882番 2 地先	旧	6.4~11.4	406.0

			から同市真 方字鶴戸ノ 前1765番 8 地先まで	新	11.5～ 22.2	406.0
--	--	--	------------------------------------	---	---------------	-------

宮崎県告示第 914号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年11月 4 日から平成23年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	延岡市小峯 町6199番 1 地先から同 市同町6167 番イ地先ま で	平成23年11月 4 日

宮崎県告示第 915号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年11月 4 日から平成23年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
2	県道	都城隼 人線	都城市平塚 町3028番21 地先から同 市同町3083 番 2 地先ま で	平成23年11月 4 日

宮崎県告示第 916号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年11月 4 日から平成23年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	児湯郡木城 町大字中之 又字弓木 3 62番 1 地先 から同郡同 町同大字字 塊所 361番 14地先まで	平成23年11月 4 日

宮崎県告示第 917号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年11月 4 日から平成23年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
367	県道	中村木 崎線	宮崎市大字 本郷北方字 樋渡 263番 2 地先から 同市大字本 郷南方字辻 原3876番 5 地先まで	平成23年11月 4 日

宮崎県告示第 918号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年11月 4 日から平成23年11月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
410	県道	木浦木 小林停 車場線	小林市真方 字川原田28 82番 2 地先 から同市真 方字鶴戸ノ 前1765番 8 地先まで	平成23年11月 4 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年11月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年10月21日	特定非営利活動法人一滴の会	佐藤 憲洋	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井76番地3	この法人は、観光地の景観保全及び高齢者住宅のバリアフリー化の工事及び修繕などの支援を中心に、会員の持つ技術と経験を活かし、住みよい環境づくり、地域づくりを目指し、たくさんの方々の地域住民に元気を持っていただき、共に励むことが出来る地域づくりに寄与することを目的とする。

宮崎県県民栄誉賞表彰規則（平成12年宮崎県規則第127号）第2条の規定により、平成23年10月31日付けで県民栄誉賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

平成23年11月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 氏名

内田 順一

2 事績

行司として大相撲を半世紀にわたり支え続け、本県出身者として初めて行司最高位である木村庄之助を襲名し、その重責を全うしたことにより、広く県民に感動を与え、県民の郷土に対する自信と誇りを醸成した。

--	--